

平成 29 年度 系島市消費生活センター事業概要報告

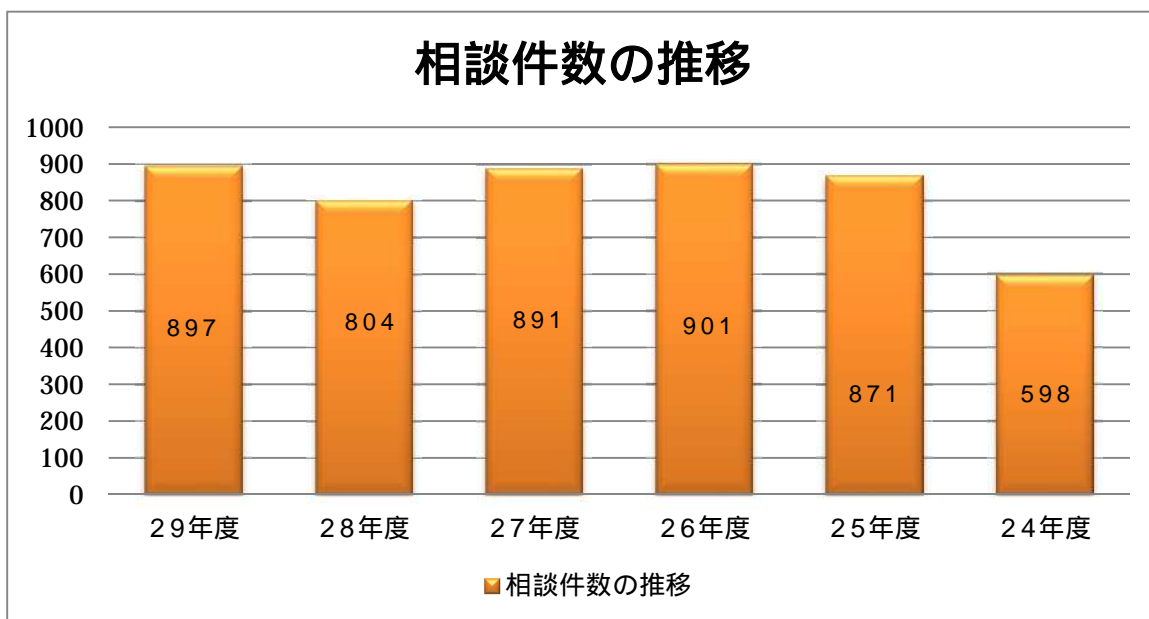
》》》 1 相談件数

当センターに寄せられた相談件数 平成 29 年度 897 件

(統計対象期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

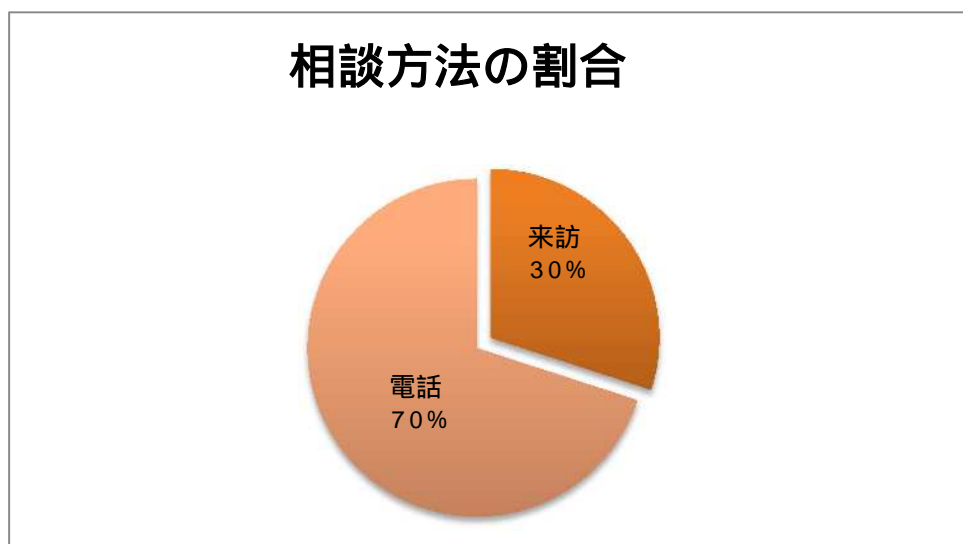
相談者は 10 代～ 80 代以上の方々まで幅広く、電話や来訪にて相談されています。

年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
件数	897	804	891	901	871	598



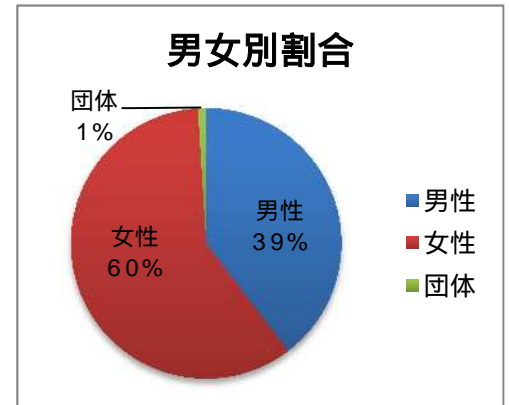
》》》 1 - 相談方法

相談方法	来訪相談	電話相談	合計
件数	272	625	897



》》》 1 - 性別・年齢別

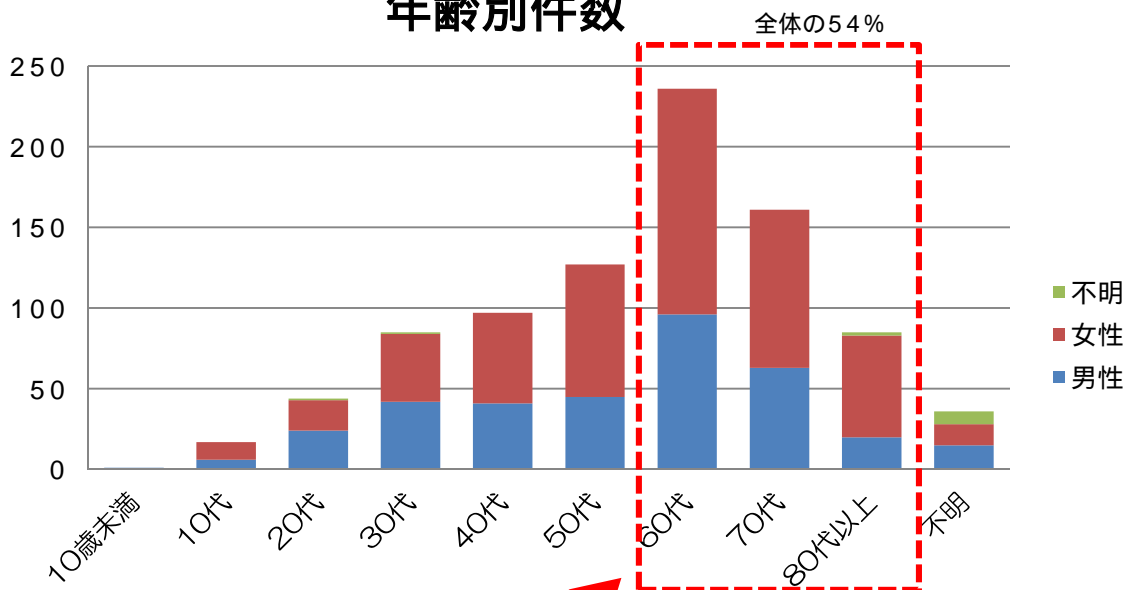
	合計件数	男性	女性	団体
10才未満	1	1		
10代	17	6	11	
20代	44	24	20	
30代	85	42	43	
40代	97	41	56	
50代	127	45	82	
60代	236	96	140	
70代	161	63	98	
80代以上	85	20	65	
年代不明	36	18	18	
	8			8
合計	897	356	533	8



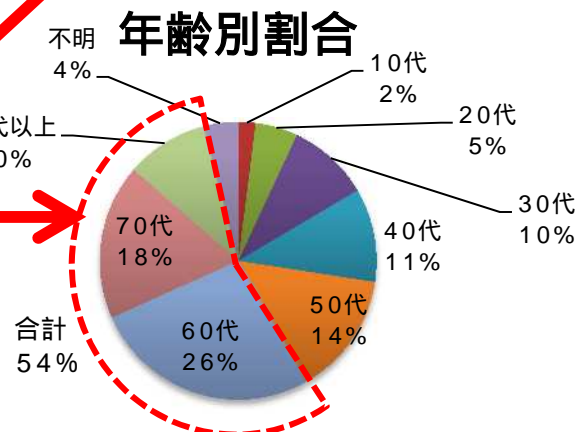
60%が女性です。

男性、女性、どちらも60代からの相談が最も多く、続いて70代の女性、男性となっています。

年齢別件数



60歳以上の相談が、全体の半分以上を占めています。



》》》 1 - 販売購入形態

販売購入形態	件数	10才未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
店舗購入	260		4	18	28	32	33	57	50	30	8
通信販売	364	1	10	14	33	43	74	117	53	7	12
訪問販売	74			2	5	8	4	22	14	13	6
電話勧誘	66				5	4	4	19	17	14	3
訪問購入	12						1	3	3	4	1
マルチ商法	6			1	2				2	1	
ネガティブオプション	2						1				1
計	784	1	14	35	73	87	117	218	139	69	31
その他無店舗	17			1	2	2	3	2	4		3
不明・無関係	96		3	8	10	8	7	16	18	16	10
合計	897	1	17	44	85	97	127	236	161	85	44

店舗購入の相談は、各年齢層に広がっています。

通信販売の相談は、各年齢層に広がっています。

訪問販売の相談は、高齢者が多くなっています。

電話勧誘の相談は、高齢者が多くなっています。

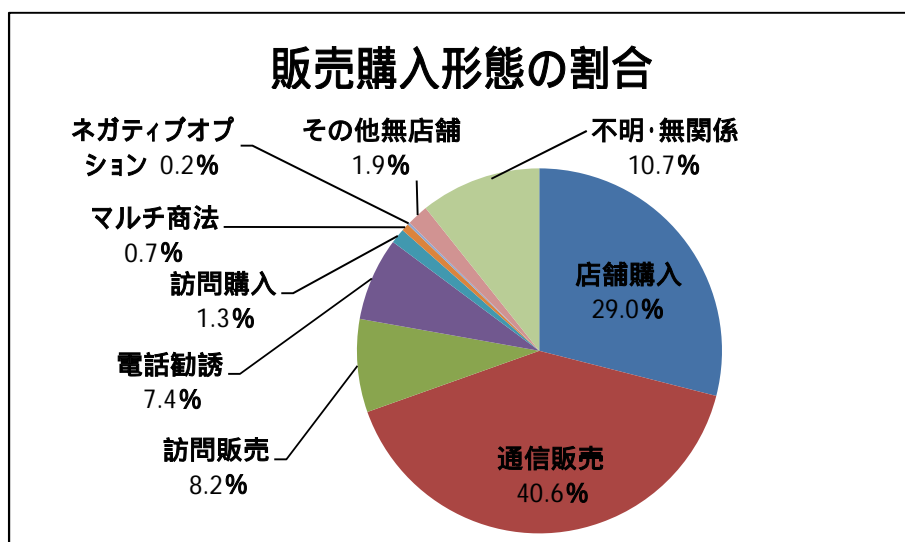
訪問購入の相談は、件数は少なくとも高齢者がトラブルに巻き込まれる割合が高いです。

マルチ商法の相談は、若者と高齢者に数件あります。

ネガティブオプションの相談件数は、少ないです

* マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るネズミ講式の商法です。

* ネガティブオプション(送り付け商法)とは、注文していない商品を勝手に送り付け、断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。



店舗購入(店舗での契約も含む)のトラブルが29.0%、通信販売が40.6%を占めています。通信販売では、インターネット利用によるネットショッピングに関する相談が最も多く、そのほか架空請求メールに関する相談も多く寄せられました。

》》》 1 - 商品・サービス

(1) 商品等分類別の相談件数 上位 10 位

相談の多い順位	相談内容	件数	全体に占める割合
1	商品一般* 1	156	17.4%
2	デジタルコンテンツ* 2	125	13.9%
3	フリーローン・サラ金* 3	56	6.2%
4	相談その他* 4	30	3.3%
5	不動産貸借	26	2.9%
6	インターネット接続回線	21	2.3%
7	工事・建築	18	2.0%
8	社会保険* 5	14	1.6%
9	携帯電話サービス	13	1.4%
10	四輪自動車	11	1.2%
順位外		427	47.6%
合計		897	

備考

- * 1 「商品一般」は、商品が特定できない相談（不審な電話等で勧誘の目的、商品、サービスが不明等）
- * 2 「デジタルコンテンツ」は、架空請求のメールやインターネットを通じて得られる情報に関する相談（アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム等）
- * 3 「フリーローン・サラ金」は、主に借金に関する相談。
- * 4 「相談その他」は売り手、買い手の存在しない相談、近所のトラブル
- * 5 「社会保険」は、主に還付金詐欺に関する相談



(2) 年代別

年代	件数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	その他
10 才 未満	1	デジタルコンテンツ (1)					
10 代	17	デジタルコン テンツ (4)	健康食品、着物、衣類 (各 2)				7
20 代	44	フリーロー ン・サラ金 (6)	相談その他 (4)	内職・副業、デジタルコンテンツ (各 3)			28
30 代	85	デジタルコン テンツ (17)	フリーローン・サラ金 不動産貸借 (各 8)	商品一般 (6)	相隣関係 (3)	43	
40 代	97	デジタルコン テンツ (15)	フリーローン・サラ金 不動産貸借 (各 10)	商品一般 (7)	相談その他 (6)	49	
50 代	127	商品一般 (33)	デジタルコン テンツ (24)	フリーロー ン・サラ金 (10)	携帯電話サー ビス (5)	相談その他 (3)	52
60 代	236	商品一般 (70)	デジタルコン テンツ (34)	フリーロー ン・サラ金 (15)	インターネッ ト接続回線 (10)	四輪自動車 (5)	102
70 代	161	商品一般 (32)	デジタルコン テンツ (20)	フリーローン・サラ金 社会保険、工事・建築 (各 6)			91
80 代 以上	85	健康食品 (10)	互助会、商品一般 (各 5)	デジタルコンテンツ 工事・建築 (各 4)			57
不明	44						
合計	897						

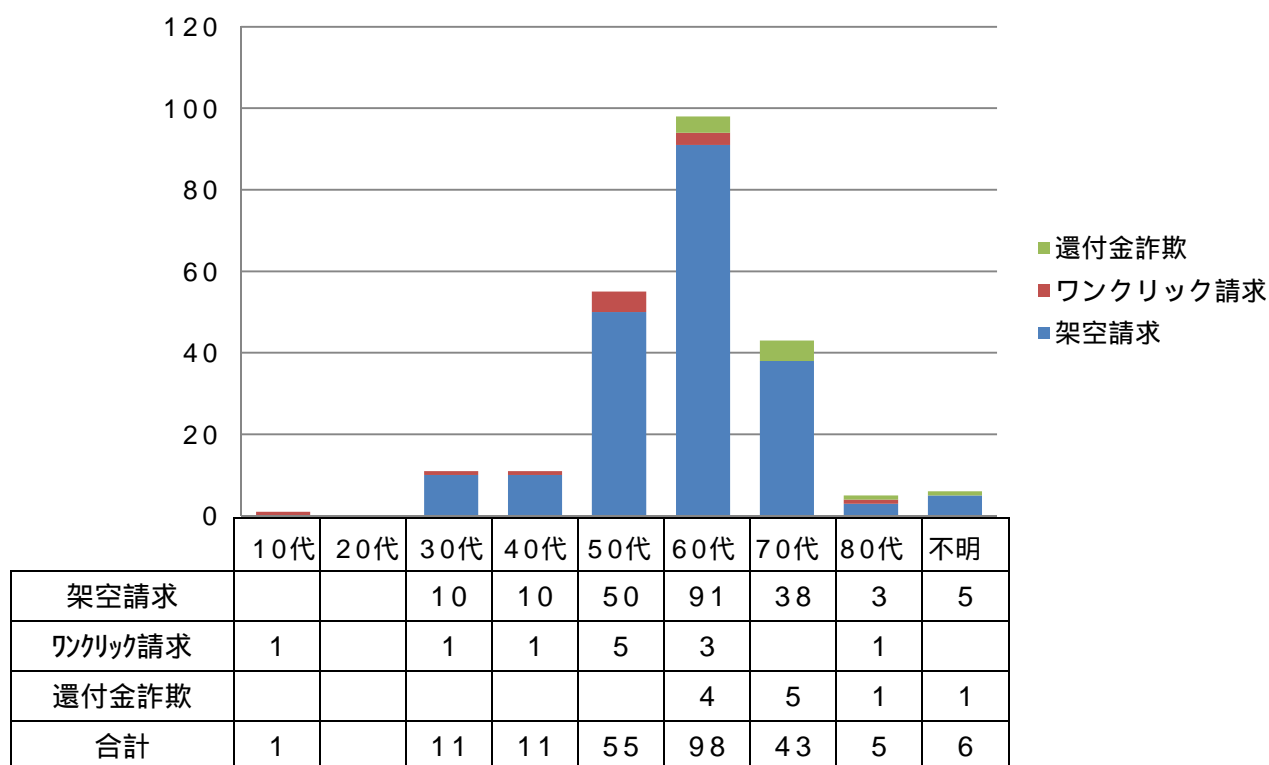
- ▶商品一般 (架空請求の葉書) の相談が、50 代以上に増えました。
- ▶年齢を問わず多く寄せられた相談は、デジタルコンテンツ、フリーローン・サラ金に関する相談です。
- ▶デジタルコンテンツは、インターネットでの架空請求が大部分を占めます。
- ▶フリーローン・サラ金は、多重債務 (借金) の相談が主となります。

》》》 1 - 架空請求等

分類	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
架空請求	207	55	54	44
ワンクリック請求	12	36	48	41
還付金詐欺	11	11	18	1
合計	230	102	120	86

▶ 架空請求の相談は、急増しました。ワンクリック請求の相談は減り、還付金詐欺の相談は横ばいです。

年齢別件数



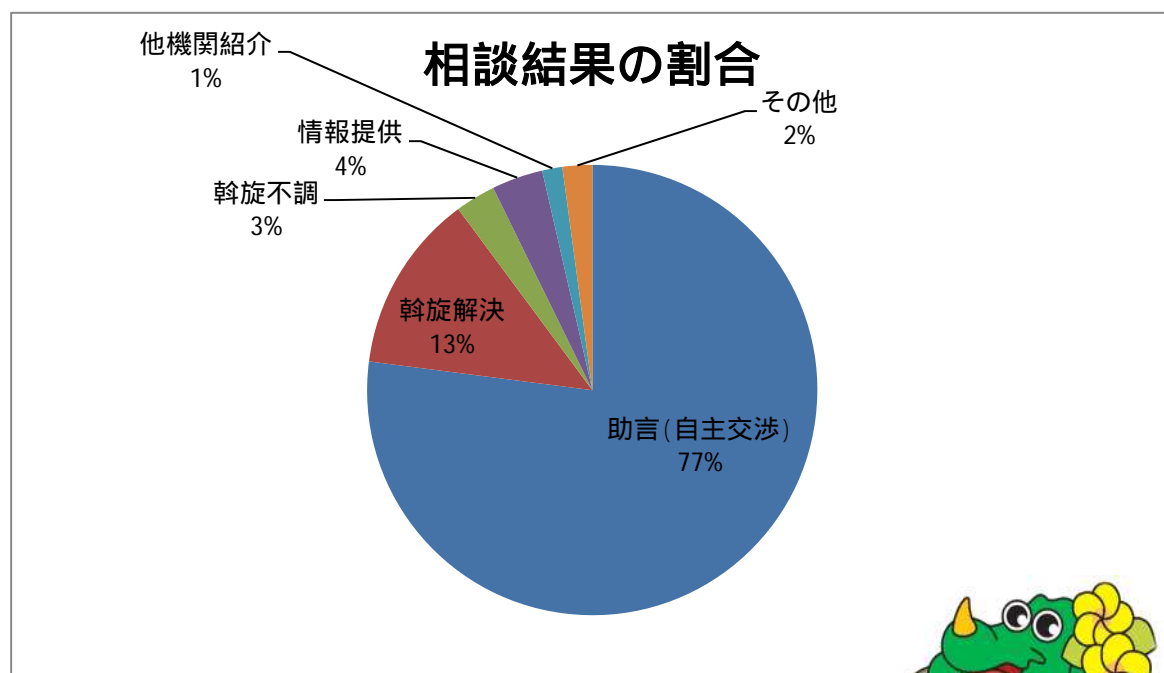
葉書による架空請求は50歳以上が被害対象、ワンクリック請求は、インターネット、携帯電話などを使用する全年代が被害対象となるのに対し、電話による還付金詐欺は60歳以上の高齢者が被害対象になっています。



》》》 1 - 相談処理結果別件数

相談処理結果	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
助言・自主交渉	691	579	641	582
斡旋解決*	115	124	145	119
情報提供	33	27	32	56
斡旋不調	26	20	15	16
その他	19	23	24	36
他機関紹介	13	31	34	92
合計	897	804	891	901

* 斡旋解決とは、相談員が事業者と消費者の間に入り、交渉等を行うことによりトラブルの解決を図ることです。



相談結果としては、1位が助言（自主交渉）となっており、消費者からの相談に対し、相談員が適切な助言を行なうことで、問題の解決につながっています。2位は斡旋解決となっています。

》》》 2 相談体制及び消費者啓発事業

》》》 2 - 相談体制

消費生活相談員が常駐（3名）し、相談業務を実施



所在地 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所 第二庁舎1階

電話番号 092-332-2098

FAX 092-324-2531

受付時間 月～金（祝日を除く）9：00～17：00

相談内容

- ・消費生活に関する消費やサービスの契約トラブルやお問い合わせ
- ・製品の事故や製品不良に関すること
- ・債務整理方法について など

糸島市消費生活センターのホームページ（HP）を運営

（ <http://www.city.itoshima.lg.jp/consumer/index.html> ）

消費者トラブルの事例等や、相談機関等を紹介しています。

糸島市消費生活センター

音声読み上げ Foreign Language 文字サイズ 小 中 大 背景色 A A A

サイト内検索 検索

相談窓口案内 相談事例 ネットトラブル 多重債務 クーリング・オフ

新着情報

11月17日	消費者行政に関する意思表示（平成29年11月17日）
2月1日	消費者行政に関する意思表示（平成29年2月1日）
6月28日	センターの相談概要報告

電話番号 092-332-2098

相談時間 毎週月曜日から金曜日（土日・祝日を除く）9時から17時まで

広報いとしま生活の豆知識 センターの相談概要報告 トラブル情報

》》》 2 - 消費者啓発事業

出前講座

【14件実施 / 参加人数 463人】

メニュー

知って防ごう！悪質商法

（次々に手口が変わる悪質商法。その最新情報と注意点についてクイズや寸劇を交えながら紹介）

知って驚き！インターネットの落とし穴

（便利なインターネットに潜む様々な落とし穴。トラブル事例と対処法を分かりやすく紹介）

知って得する！新しいお金の支払い方法

（多様化する支払方法。クレジットカード、電子マネー等の最新情報を知り、賢い消費者を目指す）

高齢者が多く集まるシニアクラブや、いきいきサロンでのお申込みが多く、「知って防ごう！悪質商法」のメニューが人気でした。



寸劇を交えて、相談事例を
わかりやすく紹介しています。



啓発講座

消費者力アップ講座を3回実施しました！

市民の消費者力を高め、消費者トラブルや消費者被害を防ぐ目的で、市民を対象に、専門の講師を招いて消費者力アップ講座を3回実施しました。【62名参加】

消費者力アップ講座

私たちは、食品を買ったり、電気・ガスを使ったり、日々さまざまな契約を繰り返しながら生活しています。
正しい商品知識を持ち、より豊かで安全・安心な消費生活を目指しましょう。



事前申し込みが必要です

参加無料！

第1回	第2回	第3回
10月6日(金)	10月27日(金)	11月3日(金、祝日)
今さら聞けないスマホの話	私たちが安くて良い商品を買うわけ	親子で学ぶ金銭教育 対象：小学校4～6年生とその保護者 (先着20組)
より楽しく安全にスマートフォンを利用するために、その特長、料金形態、セキュリティ対策などについて、楽しく学べます。どの世代の人でも参加できます。	普段、目にするものがない公正取引委員会の仕事について、ゲームや事例を通して楽しく学べます。どの世代の人でも参加できます。	「金銭教育」の基礎は「家庭教育」と言われています。すぐに役立つお金の知識やスキルを、親子で楽しく学べます。
講師 NTTドコモ九州支社 スマホ・ケータイ安全教室 インストラクター	講師 公正取引委員会 九州事務所	講師 (株)東京スター銀行 CSR推進担当
場所：糸島市役所 5階 1号会議室 時間：10時～12時		



小学生の親子を対象にした講座も開催しました



生活の豆知識

糸島市内で実際に起こった消費者トラブルの事例を中心に、月1回「広報いとしま」に掲載し、注意を呼びかけました。

生活の豆知識

インターネット光回線の契約トラブル

事例

NTT西日本の代理店を名乗る者からの電話で「インターネットの料金が安くなる」と勧誘されたBさん。新プランへの変更だと思い、軽い気持ちで手続きを行いました。しかし、後日届いた登録完了通知で、他の会社との新たな契約であることが分かりました。

解説 & アドバイス

平成27年2月から、NTT西日本以外も光回線サービスを「独自の料金」や「契約形態」、「異なるサービス名」で販売できるようになりました。NTT西日本の「フレッツ光」を契約中の人は、簡単な手続きで他の事業者と契約を結ぶことができますが、契約先が変わることを認識していないケースや、利用料金が逆に高くなったなどのトラブルも増えています。

【アドバイス】

- ①事業者名やサービス名、契約内容や料金形態をしっかりと確認しましょう。
- ②事務手数料などは必要ですが、契約書面を受け取ってから8日間は契約を解除できます。

まずは、ご相談を！ / ご相談・対応は無料です

問い合わせ ▶ 糸島市消費生活センター ☎(332)2098 ▶ 相談日時 ▶ 9時～17時(土・日・祝日を除く)

平成29年度掲載分

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 4月 1日号 | インターネット光回線の契約トラブル |
| 5月 1日号 | 粗品をきっかけとした、高額な商品の購入に注意！ |
| 6月 1日号 | 未成年者が交わした契約の取り消し |
| 7月 1日号 | エステのトラブルに注意。無料体験が高額契約に |
| 8月 1日号 | 健康食品の送り付けに注意 |
| 9月 1日号 | インターネット交流サイトの「もうかる話」に注意！ |
| 10月 1日号 | 架空請求かも・・・身に覚えのないはがきに注意！ |
| 11月 1日号 | 「当選おめでとう」メールに注意！ |
| 12月 1日号 | リコール対象製品と知らずに使っていませんか？ |
| 1月 1日号 | 悪質な「押し買い」から身を守ろう！～強引な訪問買い取り業者に注意！～ |
| 1月 15日号 | 便利なテレビショッピング 返品条件などに注意！ |
| 3月 1日号 | 引っ越し業者とのトラブルに注意！ |

ホットな消費者ニュース

福岡県消費生活センターのホームページ「ホットな消費者ニュース～あなたの地域の危ない商法・8月号、2月号」に、糸島市内で起こった消費者トラブルの事例が掲載されました。

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・29年8月号



★電話勧誘で次々と購入した美術品や写真集

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

久しぶりに実家に帰ると、押入れに大量の商品が置いてあった。高齢の母に聞くと、電話勧誘で多数の美術品、健康食品、空室写真集を契約したと言う。以前も多数購入していたので、業者に以後の勧誘を断っていたが、再勧誘され購入している。返品するので、返金してほしい。(相談者 60才代 女性、契約者 80才代 女性)

(処理結果)

分かっているだけで、7社と250万円の契約を結んでいました。契約から1年以上経過しているものがほとんどで、電話勧誘だけでなく、DMを見て自分から電話注文したもの、葉書を送り購入したもの、契約書面はあるが商品が見当たらないもの、など様々です。契約後1年未満の未開封の健康食品のみ解約できました。センターから全ての業者に、今後の勧誘を控えるように申し入れました。

(アドバイス)

電話勧誘販売は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフが可能です。本人が契約したことを隠したり、家族の気づきが遅れたり、本人の購入意思が強いと交渉は難航します。一人暮らしの高齢者の場合、寂しさから、電話がかかってくる嬉しくなり、話がはずんで契約してしまうこともあります。また、悩んでいることを誰にも言えず、被害が拡大してしまう場合もあります。家族だけでなく地域での見守りと、早期発見、早期解決が大切です。

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・30年2月号



★スマートフォンへの架空請求メールに注意!

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

大手動画配信サイト名義で「有料動画の未納料金がある。本日中に連絡がなければ法的措置をとる」とメールが届いた。身に覚えがなかったが、スマートフォンの操作に不慣れなため、誤って有料契約してしまったかもしれないと思い、慌ててメールに記載された番号に電話した。

「今日中に支払わないと、裁判になる」と言われ、相手に指示されるままコンビニの端末機へ行き、指定された13桁の番号を入力し、同端末から出てきた伝票を持ってレジで30万円を支払った。

支払いの電話報告をすると「さらに2件の未納料金がある」と言われ、別々のコンビニへ行くよう指示されて、同様のやり方でそれぞれ30万円ずつ総額90万円支払った。家族に話すと「詐欺ではないか」と言われた。(70代 男性)

(アドバイス)

相談者に届いたメールは、実在する会社を名乗り、不特定多数に送りつける架空請求のメールです。

今回のケースは、相談者をだまして、犯人が持っているインターネット用プリペイドカード(チャージ式電子ギフト券)に電子マネーをチャージさせるものでした。

身に覚えがないメールが届いても慌てて相手に連絡をはいけません。

一旦お金を支払うと取り戻すことは困難です。

少しでもおかしいと思ったら、身近な人や警察、消費生活センターなどに相談しましょう。

啓発訪問とチラシ配布

1 コンビニエンスストア【29箇所】

糸島市内のコンビニエンスストアのうち ATM を設置している 29 箇所を糸島警察署と訪問。コンビニで購入できるプリペイドカードを使って支払わせるニセ電話詐欺への未然防止への協力をお願いしました。



総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (ワ) 14731

現在、貴府は「総合消費料金未納分」に付いて通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。このまま連絡なき場合は、指定法務所から強制執行後に出張となり、原告側の主張が全面的に受理され、債権の給与及び強制執行、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行證書の交付」を承諾して頂きます。……………

最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続（少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠付裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される）を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。

※裁判取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区高台4丁目〇番〇号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-4674-0000
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

架空請求ハガキの見本を配布

2 スポーツジム・温浴施設を啓発訪問【6箇所】

多くの方が利用するスポーツジムや温浴施設を糸島警察署と訪問し、ニセ電話詐欺や架空請求のハガキに関する未然防止のチラシを配布しました。

3 糸島地区介護保険事業者連絡会を毎月訪問し、事例等報告【11回実施】

月に一度開催される糸島地区介護保険事業者連絡会に出席。消費者トラブル等の事例を説明し、高齢者の見守りを依頼しました。

とらぶるホット情報!!

糸島市消費生活センターからのお知らせ

平成 29 年 12 月

修理代の高額請求にご注意!

「インターネットやスマートフォン、携帯電話などを用いたインターネット上の決済や取引などの経路を通じて購入した商品、服、靴、眼鏡などの返品や交換、修理後、開いてみると商品より劣るものに異変を疑われる」ように十分な注意が必要です。

・お買い物の履歴や、購入品の写真や商品番号を、後で契約せず、作業中の修理内容や作業内容を確認しましょう。

・修理に必要とする部品が壊れた材料、出張費など、修理がいくらかかるかの見積もりを出してもらいましょう。

・修理時は、電話で修理の人員に立合ってもらいましょう。

事例 1

トイレのウォシュレットが壊れていたので、修理代の高額請求をされた。修理代は24,000円。修理代は24,000円。修理代は24,000円。

事例 2

洗濯機の修理代が高額請求された。修理代は4万5千円。修理代は4万5千円。修理代は4万5千円。

その修理、本当に必要? トイレ修理のトラブル

親の修理 高額請求にご注意

自分から修理業者を呼ぶと場合によってはクリーニング・オフが適用されません。覚えておいて、現金の請求もしっかりと確認しましょう。

・水漏れの原因に気づかないよう、日ごろから元栓や止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。

困った時は、消費生活センターに相談しましょう。

糸島市消費生活センター 332-2098

広報いしま11月1日号から

消費生活センターでは、月に1回程度、広報いしま「生活の豆知識」のコーナーで、消費生活に関する最新情報を提供しています。

なお、「生活の豆知識」のバックナンバーは、糸島市消費生活センターのホームページからご覧いただけます。

生活の豆知識 「当選おめでとう!」メールに注意!

「おめでとう!」メールが届いたら、必ず電話で確認してください。

「おめでとう!」メールが届いたら、必ず電話で確認してください。

「おめでとう!」メールが届いたら、必ず電話で確認してください。

糸島市消費生活センター

〒818-0001 糸島市西 第二庁舎1階

TEL 332-2098

FAX 332-2098

〒818-0001 糸島市西 第二庁舎1階 商工観光案内

4 居宅介護支援事業者へ、月に一度事、例などをファックスやメールで配信【29箇所】

糸島地区の居宅介護支援事業者に月に一度、悪質商法等の事例をファックス等で送付し、高齢者の見守りを依頼しました。

5 各地区民生委員児童委員定例会を訪問し、啓発活動を実施【1回実施】

各地区（前原、二丈、志摩）で開催される民生委員児童委員定例会に出席し、糸島市消費生活センターの紹介と、相談事例を報告し、高齢者を見守るポイントや、被害にあった高齢者を見かけたときの対応を説明しました。

6 各地区民生委員児童委員定例会で啓発チラシを毎月配布【12回実施】

月に一度、消費者トラブル等についての啓発チラシを配布し、高齢者の見守りと対応を依頼しました。

7 介護保険料納入通知書や後期高齢者医療保険料額決定通知書等に、消費者トラブル等についての啓発チラシ（A5）を同封し、注意喚起を実施

介護保険料納入通知書（対象者：65歳に到達した高齢者）や、後期高齢者医療保険料額決定通知書（対象者：75歳に到達した高齢者）に啓発チラシを同封しました。

まだまだ続く
還付金詐欺!

市役所から「4年分の医療費の還付金が2万円ほどある」と電話があった。「手続きは今日中だが、取引銀行はどこか」と聞かれたので答えると、銀行から電話をさせると言って切られた。すぐに銀行から電話があり、家の近くのATMで待ち合わせる事となった。しかし、ATMに行くと、「急用で行けない。これから電話で手続きを案内する」と言われ、指示通りにATMを操作した。その後すぐ通帳を見ると100万円近く引き出されていた。(70歳代 女性)

「お金が戻ってくるのでATMに行くように」は詐欺です

困ったと思ったら、まず相談ください。

糸島市消費生活センター
☎ 332-2098

月曜日～金曜日
朝9時～夕方5時まで
土日・祝日は休みです

あなたを狙う悪質商法にご用心!

「お金が戻るのでATMへ行くように」は還付金詐欺!

ひとこと
助言

市役所などの職員をかたがて電話をかけ、「還付金を受け取るため」と言って、スーパーやコンビニのATMに誘導し、お金をだまし取る詐欺事件が発生しています。還付金がATMから支払われることは、絶対にありません。「お金が戻る。換金電話を持ってATMに行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。このような電話がかかってきたら、家族や身近な人、糸島警察署(☎323-0110)、糸島市消費生活センターへご相談ください。

8 介護事業者を訪問し、啓発活動を実施【24事業者】

糸島市内の介護事業所を訪問し、啓発用チラシやグッズを配布するとともに、高齢者の見守りを依頼しました。



クリアファイル



マグネット



カードルーペ



9 糸島市子育て支援センターで、啓発活動を実施【12回実施】

若い子育て中の母親を対象に、消費生活センターの紹介をおこない、若い世代のトラブル事例と対処法、乳幼児の事故情報について注意喚起を行いました。



子供から目を離さないで！

お風呂では子どもから目を離さないで！

事例1 髪が洗髪のため、1分ほど目を離した際に、50センチ程お湯が入った浴槽で子どもがうつ伏せになり溺れていた。すぐに人工呼吸の処置を行い、救急車を呼んだ。(当事者：2歳)

事例2 兄2人と入浴していた子どもが浴槽に急に沈み、その後浴槽から引き上げたが、子どもはけいれんし顔面蒼白となり、急いで救急要請をした。(当事者：3歳)

ひとことアドバイス

- 家庭の浴槽で子どもが溺れる事故が報告されています。中には命に関わる重篤なケースもあり、注意が必要です。
- お風呂では、ちょっとした油断が大変な事故につながります。子どもから目を離さないようにしましょう。
- 髪が洗髪しているときは子どもを浴槽に入れない！別の子どもを世話のために浴室を離れる際は、浴室に子どもを残さず一緒に移動する！「子どもたちだけで入浴させない」などの対策が不可欠です。

発行：独立行政法人国民生活センター

届いたと思ったら相談を！

糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第2庁舎1階
 (相談日：月～金 9時～17時 土日、祝日を除く)
糸島市消費生活センター Ⅸ092-332-2098

子供から目を離さないで！

ショッピングカートからの転落に注意！

事例1 ショッピングセンターのカートに乗っていたところ、転落し後頭部を打撲した。すぐに泣き、意識もあつたが、吐き気が続いたため受診しCT検査を受けたところ、後頭部に急性硬膜外血腫があり、別の病院へ緊急搬送となった。(当事者：1歳 女児)

事例2 スーパーで1メートルくらいの高さの買い物カートに立って乗っていた際、母親が目を離した際にカートごと転倒し、頭部を打撲した。抱っこしようとしたときに手を入れて体を持ち上げると、激しく泣いたため、心配になり救急要請し、受診したところ左脚を骨折していた。(当事者：11カ月 男児)

ひとことアドバイス

- スーパーマーケット等にある商品を手配のための決壊防止ショッピングカート(以下、ショッピングカート)から子どもが転落する事故が起きています。特に1歳から3歳位の事故が全体の7割以上を占め、頭部の損傷が目立ち、中には重篤な事例も見られます。
- 子どももショッピングカートの幼児用座席に座せているときは、目を離さず、子どもが立ち上がらないように注意し、ベルト等があればしっかりと締めます。
- 幼児用座席のないショッピングカートに子どもを乗せてはいけません。
- ショッピングカート置き場や本体の注意表示等もよく確認しましょう。

発行：独立行政法人国民生活センター

届いたと思ったら相談を！

糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第2庁舎1階
 (相談日：月～金 9時～17時 土日、祝日を除く)
糸島市消費生活センター Ⅸ092-332-2098

他機関との連携

1 糸島警察署との連携

悪質商法等の被害防止を目的とした糸島警察署との連携会議を6回開催しました。
コンビニエンスストアやスポーツジム、温浴施設への啓発を合同で各1回行いました。
(P13 記載)



2 糸島市地域包括支援センターとの連携

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携を図り、独居高齢者等を狙う悪質商法の被害相談に対応しました。

3 福岡県、グリーンコープとの連携

福岡県とグリーンコープでは、生活再生（借金返済、生活資金の貸付、家計の見直し）を目的とした無料相談会を糸島市内で年に5回開催しました。

福岡県から多量債務者生活再生事業として委託され、相談と貸付を行っている協働事業です。
福岡県にお住まいの方なら、どなたでもご相談できます。

多量・過剰債務を解消したい、
借金を整理したい、滞納をなくしたい等
専門相談員が無料でご相談をお受けします。
ためらわず、気軽にお電話ください。

秘密厳守 個室対応 相談無料

**お金の問題で困ったとき、
生活再生相談室へ
ご相談ください！**

相談の流れ

- 電話で受付
個室で面談
- 丁寧な聴きとり
家計の診断
- 家計の見直し
法律事務所同行
債務整理（過払請求）
生活再生貸付
- 収支の改善
滞納の改善
継続してサポート
（貸付の再検討）

平成29年度
生活再生無料相談会
のご案内

日程

9/20(水)・10/18(水)
11/8(水)・1/10(水)
3/7(水) 10時～16時

会場

糸島市役所第二庁舎 1階
糸島市消費生活センター
糸島市若松1丁目1-1

面談には**予約**が必要です。まずはお電話を！
グリーンコープ生活再生相談室
☎092-482-7788

お問い合わせ/予約/申し込み 092-482-7788
2017.10.01

※ 糸島市役所メールフォームからも
相談予約ができます。
www.greencoop.fukuoka.jp/saisai/

平成29年度版全戸配布チラシ